

平成20年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議会運営委員会

平成20年3月27日

議会運営委員会記録

開会日時 平成20年3月27日(木曜日)

午後1時30分開会

午後3時17分閉会

場 所 ナビオス横浜 2階 オリージャ

○議題

- (1) 平成20年第1回定例会の日程について
- (2) 議会運営委員会申し合わせ事項について
- (3) その他

休憩後

- (1) 陳情第1号から陳情第16号「後期高齢者医療制度」の抜本的な見直しを求める陳情について
- (2) 閉会中の継続審査の申し出について

○出席委員(8人)

高梨 晃嘉
立野 千秋
山下 薫
稲垣 稔
吉岡 和江
山原 栄一
関戸 順一
青木 茂

議長 佐藤 茂

副議長 林 茂

○広域連合事務局

事務局長 大森 寿雄
事務局次長 相川 稔
高齢者医療担当課長 榎本 操
高齢者医療担当課長
兼財務担当課長 高田 邦夫
書記長 諏佐 吉則
書記 安達 友彦
書記 白川 憲一
書記 高野 隆裕

午後 1時30分開会

○委員長（稲垣稔君）

皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

委員長の稲垣稔でございます。失礼ではありますけれども、着席のまま進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会議会運営委員会を開会いたします。

まず、傍聴の許可についてお諮りいたします。一般及び報道関係者について本日の委員会傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（稲垣稔君）

ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することに決定をいたしました。

本日の議題は、お手元に配付してあります次第のとおりであります。

◎議題（1）平成20年第1回定例会の日程について

○委員長（稲垣稔君）

それでは、議題（1）「平成20年第1回定例会の日程について」をお諮りいたします。

議事日程表案について事務局から説明をお願いをいたします。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

それでは、議事日程表案について、説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

まず、日程第1は、「広域連合長あいさつ」となっております。

日程第2でございますが、「会議録署名議員の指名」でございます。

議長より、関戸議員と大滝議員を指名させていただきます。

日程第3でございますけれども、「会期の決定」でございます。

会期は本日1日としたいと考えております。

また、議事日程表にはございませんが、次の日程第4に入ります前に諸報告といたしまして、議長より、平成19年9月分から平成20年1月分の例月現金出納検査の結果を報告していただく予定でございます。

日程第4は、一般質問でございます。

本件に対しましては、吉岡議員より質問通告が出されております。

続きまして、日程第5の「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」と、日程第6の「平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、専決処分報告及び承認をお願いするものでございます。

この2件につきましては一括説明の上、一括採決の予定でございます。

日程第7は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定について」ご審議いただくものでございます。

日程第8は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定について」ご審議いただくものでございます。

日程第9は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご審議いただくものでございます。

日程第10は、「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご審議いただくものでございます。

本件に対しましては、高梨議員より質問通告が出されております。また、吉岡議員より討論の通告が出されております。

日程第11でございますが、「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」についてご審議いただくものでございます。

日程第12は、「『後期高齢者医療制度』の抜本の見直しを求める陳情について」でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました全体の流れについて説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます、午後2時より定例会議を開会させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、日程第12の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則によりまして議会運営委員会に付託することとされております。

したがって、この陳情の審査のため、日程第12に入りましたところで本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出について」審査いただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の結果について議長へ報告し、採決していただくとともに、追加議案として「閉会中継続審査の申し出について」審査していただくという流れを考えております。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程について説明を終わらせていただきます。

なお、中田副広域連合長におかれましては、午後3時を目安に所用によりまして退席をいただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（稲垣稔君）

ただいま説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（稲垣稔君）

ご異議なしと認めます。

◎議題（２）議会運営委員会申し合わせ事項について

○委員長（稲垣稔君）

次に、議題（２）の「議会運営委員会申し合わせ事項について」は、各議員への議案の事前説明の際に各議員より寄せられた意見について、書記より報告をさせていただき、申し合わせ事項に反映させるべきかを委員の皆様にご審議をいただきたいというふうに存じます。

それでは、各議員より寄せられた意見について書記より報告をさせます。

○書記長（諏佐吉則君）

報告させていただきます。

まず、申し合わせ事項に関する意見といたしましては、本会議における発言時間の持時間性を「一人一定例会当たり15分までとする」と規定されていますが、このような確定的な表現にせず、「原則として」などの文言を追加し、「一人一定例会当たり、原則として15分までとする」と規定したほうがよい。

また、発言等通告書について、質問通告締め切り後に特段の事情が発生するなどにより質問を追加せざるを得ない場合も考えられるので、「原則として」などの文言を追加し、「提出後の追加事項は原則として認めない」と規定したほうがよいという意見。

議会は活発に意見を出す場であるから、議員各自が発言する機会を設けるべきであり、15分という発言時間は妥当なのか。必要な時間に配慮してほしいという意見。

それぞれ合計2人の議員から寄せられました。

ほかの18人の議員からは原案の修正に関する意見はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（稲垣稔君）

ただいま報告がありましたように、各議員より寄せられたご意見を踏まえていただきまして、申し合わせ事項案について何かご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでございましょうか。吉岡副委員長。

○委員（吉岡和江君）

吉岡です。私が言った意見も入っておりますけれども、やはり本来議会は皆さんから付託された案件などについて活発な議論をするところだと思っております、おのずからそれなりのルールは必要だとは思っておりますけれども、やはり議長や場におきまして必要な時間については柔軟な対応をしてほしいなと思っております。

議会運営委員会の申し合わせも全会一致をとということでございますので、ひとつこの提案についてはそういう柔軟な対応をしていただくということを私は要望いたしまして、基本的には

今の段階では了承させていただきます。

ただ、私が思いましたのは、一般質問などにつきましては普通ほかの議会などでもそれなりの時間の申し合わせはございますが、議案の質疑とか討論についてまでは普通はそこまで時間は区切っていない。それなりの良識に任されてやっているのかなと思ひまして、この15分は私は一般質問かなと思ってちょっと意見をそのとき述べました。ですから、そういうことも含めまして柔軟な対応をしていただきたいというふうに意見を申し上げたいと思っております。

それと、例えばほかの方が質疑をする中で関連して質疑をしたいということも出てくるかなとも思います。その辺もやはり柔軟な対応をしていただきたいなど、申し合わせの中に入れていただければなと思っております。

○委員長（稲垣稔君）

ほかにご意見がございますでしょうか。高梨委員。

○委員（高梨晃嘉君）

私も基本的には柔軟にというのは了解いたしますけれども、しかし、枠があって柔軟にというのはいつまで時間がかかるのかわかりませんから、そういう意味ではその15分を一つのめどとして、がんじがらめにするのではなくて「原則として」というふうに少しは、二、三分オーバーすることは許されてもいいのかなという意味合いを含めて原則としてということをご意見として申し上げました。

また、質問通告の関係ですけれども、提出後の追加事項は認めないということについても、提出締め切り後に結構時間がありますから、そういう意味ではその時間内に何か事情が変わったなどの問題もあると思うんで、そういった場合含めて関連する追加事項を認めないというのはこれはいかがなものかと。

そういう意味ではここも、何でもかんでも認めるということではないという意味合いにおいて、やはり原則としてという、少し、今申しましたような事情なども含んで原則としてということにしたほうがいいのではないのかなと。

全体として、何かガチッと規制するイメージが強いものですから、もう少し柔軟に対応してもいいのかなということで原則としてというご意見を申し上げさせていただきましたので、ご検討いただければと思います。

○委員長（稲垣稔君）

ありがとうございます。

ほかにご意見が。どうぞ、関戸委員さん。

○委員（関戸順一君）

そうですね、副委員長がおっしゃったように、活発な議論というのは全くそのとおりでなければならぬと思うんですが、私たちどうしても議会という集合体の中で議論を交わすに当たってもう一つ大事な要素というのは「円滑に」という部分は、これやはりそれと同じぐらい重要ではないかなというふうに思うんです。

したがって、原則という言葉が飛び出してまいりましたけれども、原則という言葉の意味は、何で原則があるかといったら例外があるから原則があるわけなんですけれども、したがって、その原則という言葉は文言にしないほうが、時の議長の議事整理に柔軟性という部分はゆだねるべきではないか。なぜならば、想定できないような案件、事項もいっぱいあると思うんです。がしかし、時の私たちが選んだ議長の裁量によってそれが15分で、例えばですよ、例えば15分以内という、原則という言葉を使わない15分以内とするというふうに決めても、議長が、いや、これは20分でも、要するに制止しない限りはよろしいんでないか。私たちが信頼して選任させていただき議長ですから、その程度の、その程度と言ったら失礼ですが、議事整理は行っていたくべきではないかなと。

したがって、長くなっちゃいましたが、結論から申し上げますと、原則という言葉は使わないほうがいいんじゃないか。また、15分がもし不足だと思われるならば、これはもう15分も事務局からどういう根拠か私事前にお聞きしたんですが、それなりに根拠はあるようですけれども、短いのであれば20分でもいいです。

例えば、したがって20分以内にするとか、15分以内にするとか、あとは議長の裁量で活発性と円滑性を追求いただければよろしいのかななんていうふうには思っております。

意見ですけれども。

○委員長（稲垣稔君）

どうぞ、吉岡委員さん。

○委員（吉岡和江君）

私も際限なくやるという意味ではございませんけれども、少なくともやはり活発な議論で、それがいろいろな面でもう少し突っ込んだほうがいい場面も出てくるかもしれません。そういうときにどうなのかということも含めまして、先ほども申しましたけれども、一般的に私ども一般質問の中ではかなりそういうお互いに申し合わせをしておりますけれども、議案質疑とか討論のところまではなかなかなかったものですから、そういうのも含めましてどうなのかということもありました。

それと、活発な議論をする中で、これはもう少しやはり議論を深めたほうがいいのではないかということは、もちろん議長の議事の整理権あると思いますけれども、その辺はそういうことで、何か、あと何分とかいうのが出てくるみたいなのもさっきありましたもので、その辺はもう少し、私も何もむやみやたらにやろうということではございませんが、そういうことはぜひ頭に入れておいていただきながら、今後またこういう検討の場なりあればいいと思いますが、今はそういうことであるということ踏まえて私も全会一致でやるということで、皆さんのほうがそうであるならばやるということには別に反対はしませんが、そういうことを申し上げたわけでございます。

○委員長（稲垣稔君）

ありがとうございます。

ほかに。今ちょうど吉岡委員さんのほうからは柔軟に対応されるというふうなご意見もございましたけれども、原則という文言を入れたほうがよろしいのではないかというご意見と、いや、原則なしで議長さんの采配の中でというご意見がございましたけれども、ほかに何かご意見ございましたら。どうぞ。

○委員（関戸順一君）

私は原則はないほうがよろしいのではないかと先ほど発言させていただいたんですが、そんな大きなこだわりを持っているわけではないんですが、原則を入れると例外があると。そうすると例外が生じるたびに、例えば議運を開くのかなとか、また想定できないような例外事項等が起こったときにいろいろやはり混乱を来すのかななんていうふうに思うものですから、原則として、要するに例外幾つもあるよみたいな、あいまいな表記をやめたほうがいいんじゃないかなと、その程度の根拠でしかありませんので。

○委員長（稲垣稔君）

高梨委員さん。

○委員（高梨晃嘉君）

僕はちょっと違うんだ。議長の采配に任せるのであればなおさら原則として入れたほうがすっきりするんじゃないのかと。議長の采配というのは、じゃこの申し合わせ事項をこれで確認したとすれば、議長の采配の幅というのは何を根拠に出してくるのかということになるわけだから、逆に原則ということを入れて議長の采配というふうな理解にしておけばいいんじゃないかなと思いますけれども。私はそういう意味合いで言ったつもりなんですけれども。

○委員長（稲垣稔君）

ほかに。この案件といいますか意見の中では今のちょうどお二方のご意見が意見として出て、あの方の方は提案どおりでよろしいのではないかというふうなことだったわけでございますが、今改めてここでご意見伺いながらまた再度調整をお願いしているわけですが。いかがでございますか。ほかの方、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、山下委員さん。

○委員（山下薫君）

皆さん大体一致点はそんなに違ってないと思うんですよ。文言にこだわるのかどうかというのは私はよく、国語学者じゃないからわかりませんが、議長の裁量権も認めつつということになったら、おおむね15分でとか、そういうこと的一致点でいいんじゃないですかね。ということです。

○委員長（稲垣稔君）

ありがとうございます。どうぞ吉岡委員さん。

○委員（吉岡和江君）

何度も申しわけございません。要するに文書の意味をその議長がいろいろかわったりして、今この論議がされていますけれども、そこら辺が柔軟に本当にそうやっていただけるということがどこかでなればいいのかと。だから、高梨委員のおっしゃるように、何らかの形でコン

クリートにしないようにしていただければという意味でございますので。

○委員長（稲垣稔君）

吉岡委員さんの趣旨はよくわかりました。

○委員（山下薫君）

決まらなければ逆にきちっと原則も何も除いて時間を決めるよりほかないと思います。

○委員長（稲垣稔君）

どうぞ関戸委員さん。

○委員（関戸順一君）

むしろ、ここでは今案文は「までとする」ですから、以内ってという意味ですよ、こういうのは上限の目安時間を申し合わせで約束しておくことがよろしいと思うんですけどね。それを超える分は議長の裁量とすべきと思います。

○委員長（稲垣稔君）

どうぞ関戸委員さん。

○委員（関戸順一君）

私もそんなに別にこだわっていません、高梨委員のおっしゃることもわからないわけじゃありませんので。ほかの皆さんのご意見を。

○委員長（稲垣稔君）

いかがですか。どうぞ、立野委員さん。

○委員（立野千秋君）

私は別に時間にこだわるわけではないんですけども、原則も何もやはり一つのルールですから、決めたらはその範囲内でまとめるというのが一つのルールだというふうに思いますので、私は原案どおり15分というなら15分以内にまとめる努力をしなければ何もならないというふうに思いますので、それで皆さん方がこう言うんだったら、こうしたほうがいいんじゃないですかね。と思います。

○委員長（稲垣稔君）

ただいまはその努力をしながら、そこに15分でまとめたほうがよろしいんじゃないかというふうなご意見だと思いますが。はい、どうぞ吉岡委員さん。

○委員（吉岡和江君）

それは、決まりをつくるというのはそれはそれでいいと思うんですが、先ほど一番こだわっているのは、一般質問とか議案質疑とかそれぞれ活発なところの議論で、15分ということになりますと、今度一般質問と議案質疑とか討論とかいろいろあると思うんですけども、そういうのも含めて15分という提案ですよ。

そこら辺についてはもう少し、そういう点では私は一般質問というイメージで最初意見を申し上げていたもんですから、それはもう少し違うところはどういうふうに表現したらいいのかというのはあるんですけども、そういうのも含めましてもう少し柔軟にしてほしいというのはあ

ったものですから、そこはこの持ち時間ということの中身が今までの私の認識と違っていただけですから、ほかの方も皆さんそういう認識で一般質問、いわゆる議案質疑、討論とかいろいろあるわけですね。その辺の考え方というのはもう少し整理しておいたほうがいいのかなという思いがあったんです。

ですから、今回高梨委員は議案の質疑ですね。私は一般質問ということなんですけれども。それも含めまして15分ということなわけですし、私も今回出すのに当たってはいろいろ私なりに考えてはきましたけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。その辺は皆さんもそういう認識でいらしたのかどうか。その辺を伺っておきたいなと思ったんです。

○委員長（稲垣稔君）

どうですか。皆さん。

はい、高梨委員さん。

○委員（高梨晃嘉君）

15分の問題と、私のほうはもう一つ質問通告の関係で、提出後の追加事項はこれは認めないというのは、これはその間何もなければいいですけれども、状況の変化がなければいいけれども、状況の変化があった場合でもだめよということは、ちょっとこれはいただけないなという意味で原則ということを入れたんですけれども。

15分は議長の裁量を含めてというお話でまとまるならば、そのことは議事録として残って、当然15分とあるけれども議論の結果からいけば、そこは議長の裁量よというところが確認できれば、これはこれでいいと思うんです。

ただ、質問通告書の絡みで提出後の追加事項を認めないって、どんな場合も一切認めないというのは、ちょっとこれは言い過ぎじゃないのかなという気がしたものですから。

○委員長（稲垣稔君）

わかりました。

後の時間も迫っているようですが、今、高梨委員さんからも、原則15分のほうは議長の裁量というものを加えることを確認することによってこの15分でもいいでしょうというご意見をいただいたように思います。

ですから、吉岡委員さんも、そのことが担保されればというふうなお話ですので、ここは15分とさせていただきまして、それから通告締め切り後の部分については、これはここで締め切ってはいかがかと。そこには「原則」を加えると。そういうことをご了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「はい」「了解」の声あり）

○委員長（稲垣稔君）

それでは、一人一定例会当たり15分までとするというふうに規定はそのままさせていただくということ。

それから、質問通告締め切り後は原則として認めないと、こういうふうに加えるということ

でご了承をお願いをしたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(稲垣稔君)

ご異議なしというふうに認めまして、よって、議会運営委員会申し合わせ事項をそのように決定をいたしました。

◎議題(3) その他

○委員長(稲垣稔君)

次に、議題(3)の「その他」について、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。

○委員(吉岡和江君)

時間もないので1点よろしいでしょうか。

○委員長(稲垣稔君)

はい、どうぞ、吉岡委員。

○委員(吉岡和江君)

今の申し合わせの中で、例えば陳情の提出とかを県民の皆様నికిちっと周知する上で具体的にどのように周知されるのか、そこだけちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長(稲垣稔君)

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君)

一応ホームページで、その辺につきましては周知をさせていただいているところでございます。

○委員長(稲垣稔君)

吉岡委員。

○委員(吉岡和江君)

それから、前回の傍聴の人数につきましては残念ながら入れなかった方もいらっしゃるようなのですが、できれば本当は県民の皆様నికి、やはり私たち議会の状況を知っていただくという意味でもその辺の配慮をぜひお願いしたいと。

それから、この場所の問題についてもホテルでやるのが本当に必要なのか。費用面や何かも含めましてもう少し検討されてはいかがかと。

傍聴の人数の具合にもよりまして広さの面も含めましてご検討いただければと、これは要望しておきたいなと思います。

○委員長(稲垣稔君)

ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(稲垣稔君)

ないようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩をいたします。
ありがとうございました。

午後 2時 1分休憩

午後 3時 5分再開

◎議題（１）陳情第１号から陳情第１６号「後期高齢者医療制度」の抜本的見直しを求める陳情について

○委員長（稲垣稔君）

それでは、休憩前に引き続き、これより委員会を再開いたします。

議題（１）陳情第１号から陳情第16号「後期高齢者医療制度」の抜本的見直しを求める陳情については、いずれも同一の内容ですので、一括議題といたします。

陳情の要旨等については書記に朗読させます。

○書記長（諏佐吉則君）

件名はすべて「後期高齢者医療制度」の抜本的な見直しを求める陳情について。

受理は平成19年11月12日及び11月14日。

陳情者は山田南海江さん、山田トミさん、山田信一さん、医療生協かながわ平塚きらく会道上久男さん、消費税をなくす平塚の会 山根康正さん、共産党平塚北支部 山根康正さん、山根フサエさん、日本共産党平塚北後援会 上野良作さん、上野房子さん、日本共産党平塚市議会議員団 松本敏子さん、田中幸雄さん、平塚民主商工会会長 千賀利男さん、大西隆男さん、望月文人さん、村山俊夫さん、全日本年金者組合平塚支部委員長 古田達夫さんでございます。

陳情の趣旨については、１、「後期高齢者医療制度」の20年4月実施は一旦中止し、法律の撤回を国に求めること。２、実施される場合には、低所得者に過度な負担とならない保険料を設定し、国庫負担を十分に確保すること。保険料及び一部負担金に減免制度を設けること。法定減免以外に、県下の最も水準の高い自治体の減免制度に合わせて条例減免を創設すること。減免理由に「生活困窮」を加えること。資格証明書、短期保険証の発行は機械的に行わず、滞納の事由に十分配慮すること。滞納を理由とした財産等の差し押さえは行わないこと。何らかの形で健診事業を実施し、保健事業が保険料の増加にならない措置を講じ、自己負担の導入を行わないこと。自治体健診の水準を維持すること。後期高齢者に必要で十分な医療が提供される診療報酬とするよう国に求めること。包括払いなどは導入せず、出来高払いにすること。全市町村の意見を直接議会に反映する構成となるよう、議員定数の改善を図ること。また、市町村長で構成されている運営協議会に県民からの公募枠をつくることなど、県民の意見を聞く機構を設けることに留意されたいという共通のものでございます。

○委員長（稲垣稔君）

本件は、いずれも昨年11月に開催しました第2回臨時会において審議され、不採択とした陳情と同じ内容のものでございますが、事務局として何か見解について変更があれば説明を求め

ます。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

本件につきましては、先ほど委員長からご説明のありましたとおり、昨年11月に開催をいたしました第2回臨時会におきましてご説明申し上げましたとおりでございます、特に見解に変更はございません。

以上でございます。

○委員長（稲垣稔君）

ただいま、事務局から、陳情第1号から第16号については前回の臨時会における見解に変更はないとの説明がありましたけれども、何かご質問がございましたらどうぞ。吉岡委員。

○委員（吉岡和江君）

見解に相違がないということなんですが、実際にいろいろな面で、先ほどの一般質問で大分お答えいただいたと思うんですが、具体的には市町村と協議検討とかいろいろそういうこともございましたけれども、その辺での変化は先ほど一般質問で答えられたとおりででしょうか。検討するという中身もございましたよね。

○委員長（稲垣稔君）

大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

先ほど一般質問でお答えした答弁の中身と変わってございません。

○委員長（稲垣稔君）

吉岡委員。

○委員（吉岡和江君）

残念ながらこの間は否決ということなんですけれども、いろいろな問題点、先ほどの質問や何かでまだまだいろいろな問題があるのではないかと、そういうことに対しては、ぜひ今後とも注意深くやはり市民の声を聞いていただきたいなと改めて思います。その辺は、始まるということで、これは始まった場合にしてもいろいろな検討・改善が必要ではないかということの趣旨も書いてあると思います。ですから、その辺は注意深くやっていただけるように強く要望しておきたいなと思います。

○委員長（稲垣稔君）

ほかにご質問、ご質疑ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終了いたしまして、これより討論に移ります。討論はございませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡和江君）

私、討論は本会議で最初させていただこうと思っていたんですけれども、その辺は先ほどの申し合わせの関係がございまして時間が、先ほども言いましたように一般質問との関係でどうも、その辺は今後とも考えていきたいとは思いますが、私は最初本会議で討論させていただこ

うかなと思っていたんですね。ですから、その辺の皆様状況によりまして一応こちらで、本会議でというのであればこちらでと。その辺もちょっと伺ってとっておりました。すみません。

○委員長（稲垣稔君）

討論の時間の問題でしょうか。

○委員（吉岡和江君）

ここは議会運営委員会なものですから、できればほかの委員さんとのあれもあるものですから、できれば本会議で討論させていただこうかなと思います。

○委員長（稲垣稔君）

今ここで求めているのはここでの討論なんですけれども……。

○委員（吉岡和江君）

討論なんですけれども、そういうふうになんかちょっと思っていたものですからその辺は。

○委員長（稲垣稔君）

どうぞ、議長さん。

○議長（佐藤茂君）

先ほどは運営委員会で取り決めました15分の中で、少し時間を経過してから、それでも際限なく質問されるとまずいと思いましたのでお言葉を挟みました。

○委員（吉岡和江君）

すぐ終わる予定だったんですけどね。

○議長（佐藤茂君）

ですから、16分か17分かかっていると思いますけれども。一応、15分ということで取り決めたので、これは、例えば出席議員全員が15分質問した場合には、恐らく一日じゃおさまらなくなっちゃうと思うんですね。ですから、この取り決めにしようとしていることだと思うんです。

ですから、ここでその例外をつくってしまいますと、際限なく20人近くの議員がそういう質問をすることになりますとこれはもう大変なことになると思いますので、その上での取り決めだと思いますので、この運営委員会で討論されるにはこれはまた話は別ですけれども、一応本会議ではそういう取り決めにさせていただいたところですから、そのように定めさせていただきたいと思いますが、よろしいですかね、それで。

○委員（吉岡和江君）

それはわかりました。基本的には11月のときにも討論をしておりますので、一般質問や何かの討論とも重なるところもございますので、わかりましたけれども一応そういう点では今後ともそういう問題もやはり、本来でしたら、半日ですよ、今回1日ということでは。活発な議論ということになれば、もう少し時間の問題もまた検討するぐらいになっていただければありがたいなと思います。

先ほど申し合わせしたばかりですので、それはわかりました。

○委員長（稲垣稔君）

それでは、ここではおやりにならないということによろしいですか。

○委員（吉岡和江君）

はい、そういうことで結構です。

○委員長（稲垣稔君）

はい、わかりました。

討論はないようでございますので、これより陳情第1号から第16号について一括採決いたします。採決の方法は挙手といたします。本件については採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（稲垣稔君）

挙手少数であります。よって、本16件は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎議題（2）閉会中の継続審査の申し出について

○委員長（稲垣稔君）

次に、議題（2）「閉会中の継続審査の申し出について」お諮りいたします。

議長に対し、「議会運営等について」閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（稲垣稔君）

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

最後に、委員長報告についてでございますけれども、委員長報告書の作成とその報告書の内容については委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（稲垣稔君）

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上であります。委員の皆様から特段何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（稲垣稔君）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時17分閉会

議会運営委員会委員長 稲垣稔